

石狩市証明等手数料条例の一部改正（手数料の改正）

長期優良住宅建築等計画認定手数料の改正

- (1) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律（R3 法律第 48 号、R3. 5. 28 公布、R4. 2. 20 施行）

住宅性能表示制度との一体申請（品確法第 6 条の 2 新設）による規定の整備

- ・ 良質な住宅が後世に引き継がれる住宅循環システムの普及・定着のため、長期優良住宅の普及促進、紛争処理機能の強化など住宅の取引環境の整備が必要。

- ・ 申請者のメリット

手続きの合理化により、申請者は長期優良住宅の税制、融資の優遇のメリットを得られることと併せて住宅性能評価の指定住宅紛争処理機関によるあっせん、調停、仲裁の利用が可能になることから、質の高い既存住宅の流通促進が期待される。

- ・ 民間評価機関の事前審査の変更

「評価機関審査」と「住宅性能評価」の 2 種類から「長期使用構造等確認」の 1 種類になる。

(2) 手数料（案）

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

（単位：円）

床面積	区分	旧		新	
		事前審査	手数料	事前審査	手数料
200 m ² 以下	新築	評価機関審査	7,000	長期使用構造等確認	10,000
		住宅性能評価	17,000		
	増築	評価機関審査	12,000	長期使用構造等確認	13,000
200 m ² 超 500 m ² 以下	新築	評価機関審査	14,000	長期使用構造等確認	16,000
		住宅性能評価	48,000		
	増築	評価機関審査	21,000	長期使用構造等確認	22,000

※計画の変更は上記認定手数料の 1/2

(3) 算出方法

- ① 判定業務に係る審査所要時間・・・国及び北海道の取扱いに準拠
- ② 判定業務に係るコスト(単価)・・・業務に従事する職に係る人件費、事務費
⇒ ①に②を乗じる等の方法により、現に生ずるコストを算出し、手数料額を設定。

(4) パブリックコメント実施期間

本件については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行が令和 4 年 2 月 20 日であるところ、手数料改定の基準となる北海道の条例改正の内容が明らかになった時期が令和 3 年 10 月 14 日だったとともに、手数料条例の改正を法の施行に併せて実施しなければ、手数料が割高になるケースが生じ、市民に不利益が生じることもある。以上から、迅速に条例を改正することとし、パブリックコメントの実施期間については、10 月 27 日（水）～11 月 10 日（水）の 2 週間とする。